川崎市教育委員会告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館 村生分館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市市民館条例(昭和47年川崎市条例第38号)第4条の2第3項及び川崎市立図書館条例(昭和25年川崎市条例第32号)第5条第3項の規定により告示します。

令和7年10月22日

川崎市教育委員会教育長 落合 隆

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	1 川崎市麻生市民館
	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号
	7
	2 川崎市麻生市民館岡上分館
	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号
	3 川崎市立麻生図書館
	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号
	4 川崎市立麻生図書館柿生分館
	川崎市麻生区片平3丁目3番1号
指定管理者	あさお・未来共創パートナーズ
	代表者
	(所在地) 東京都目黒区東山一丁目5番4号
	KDX中目黒ビル6階
	(名 称) アクティオ株式会社
	(代表者名) 代表取締役 淡野 文孝
指定期間	
	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで